

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 13 | 健康増進に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富良野市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富良野市長

公表日

令和7年12月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 健康増進に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・健康増進法に基づき、市民の健康増進を図るため、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>(1)健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業</p> <p>①健康教育 ②健康相談 ③訪問指導</p> <p>(2)健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業</p> <p>①がん検診及び肝炎ウィルス検診 ②健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ③健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導</p> <p>(3)健康増進事業の実施に関する実費の徴収</p> |
| ③システムの名称 | 健康管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 富良野市保健福祉部保健医療課 |
| ②所属長の役職名 | 保健医療課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒076-0018 北海道富良野市弥生町1番3号 富良野市保健福祉部保健医療課(電話0167-39-2200) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | <input type="checkbox"/> 委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | <input type="checkbox"/> 提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。 | |

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
|------------------|--|

当該対策は十分か【再掲】

[特に力を入れている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのログインは、IDとパスワードによって行い、事務に応じて権限を設定しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------|--|--|------|---------------------------|
| 平成29年3月30日 | I-1-② 事務の概要 | ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 | ・健康増進法に基づき、市民の健康増進を図るために、次に掲げる事業を実施する。 | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | I-4-① 実施の有無 | 実施する | 実施しない | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | I-5-② 所属長 | 保健医療課長 安西義弘 | 保健医療課長 稲葉久恵 | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成26年10月20日時点 | 平成29年3月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成26年10月20日時点 | 平成29年3月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月12日 | I-3 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の76の項 第1項 別表第一の76の項 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 | 事後 | |
| 平成30年7月12日 | I-5-② 所属長の役職名 | 保健医療課長 稲葉久恵 | 保健医療課長 | 事後 | |
| 平成30年7月12日 | I-7 請求先 | 富良野市保健福祉部保健医療課 住所 富良野市弥生町1番3号 電話番号 0 | 〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300) | 事後 | |
| 平成30年7月12日 | I-8 連絡先 | 富良野市総務部総務課 住所 富良野市弥生町1番1号 電話番号 0 | 〒076-0018 北海道富良野市弥生町1番3号 富良野市保健福祉部保健医療課(電話0167- | 事後 | |
| 平成30年7月12日 | II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か | 1000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | |
| 平成30年7月12日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成29年3月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月12日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成29年3月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月24日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月24日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月24日 | IV リスク対策 | | 改正後の様式による新項目の記載 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更 |
| 令和2年7月1日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年7月1日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年11月21日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年11月21日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年10月23日 | IV-8 人手を介在させる作業 | | 十分である | 事後 | |
| 令和7年10月23日 | IV-8 人手を介在させる作業(判断の根拠) | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。 | 事後 | |
| 令和7年10月23日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 | 事後 | |
| 令和7年10月23日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策(当該対策は) | | 特に力をいれている | 事後 | |
| 令和7年10月23日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠) | | システムへのログインは、IDとパスワードによって行い、事務に応じて権限を設定しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事後 | |